

令和7年度 柏崎市立荒浜小学校いじめ防止基本方針

柏崎市立荒浜小学校

平成27年1月28日策定

平成31年4月 一部改訂

令和2年3月 一部改訂

令和3年3月 一部改訂

令和7年1月 一部改訂

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭を中心とした「いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、関係学年主任、関係学級担任で早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

荒浜小学校は「かかわりあい ささえあい みとめあい ～人にやさしく～」のできる人間関係づくりを、あらゆる教育活動の基本に据えている。互いの存在を大切に感じ、他者への貢献を自分の喜びとして実感する体験を丁寧積み重ね、児童の自己有用感や自己指導能力を高めることで、いじめの未然防止につなげる。

(1) 分かる授業づくり

- ・「荒小のきまり」による学習ルールの徹底（時間を守る、授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など）
- ・目標をもち、その目標に従って学習を進め、終末に評価をしていく一連の流れに沿った授業の展開
- ・児童一人一人に「意思決定」する場面や「自己有用感」をもたせる場面を授業の中に取り入れる。
- ・授業の中で、互いの意見を認め合えるような場を意図的に設定する。
- ・学年部による指導案検討、授業参観、授業協議会を通して、わかる授業づくりに取り組む体制づくりの充実を図る。

(2) 支持的風土を醸成する学年、学級経営の充実

- ・学級内の係活動等、学級・学年の中で1人1役の活動を意図的に設定し、それに取り組むことを通して、他者へ貢献する喜びを味わいながら、自己有用感、自己存在感が高められるようにする。
- ・学級・学年の仲間相互に、感謝・共感の気持ちを持ち、その思いを自然に伝え合うことを大事にして、全教育活動に取り組む。教師自ら率先して、感謝・共感の思いを児童に伝え、学級・学年の支持的風土をより高められるようにする。

(3) 人権教育、同和教育の充実

- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。
- ・いじめ見逃しゼロスクール集会を実施し、中学校区絆集会に参加する。
- ・人権教育、同和教育授業実践に際しては、事前の学年部による指導案検討会を行う。
- ・「かかわりあい ささえあい みとめあい ～人にやさしく～」を基底にした教育課程を編成し実施する。
- ・指導計画に基づいた、人権教育、同和教育授業や活動の着実な実践を行う。

(4) 特別活動の充実

- ・代表委員会や学級活動において学校・学級における生活向上のための諸問題の解決に向けた取組を進める。
- ・ファミリー班活動（たてわり班による異学年交流）（掃除、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間のふれあい等）の充実を図る。
- ・心ほっとメッセージの活用を計画的に行う。（運営委員会による企画・運営の活動）
- ・いじめ見逃しゼロスクール集会（松浜中学校区絆集会）に参加する。（6年）
- ・絆集会で学んだことを児童朝会で発表し、いじめ0に対する意識を高める。

(5) 他者とかかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動

- ・地域への理解と愛着を深める活動を、体系的・計画的に実施する。
例：生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動等の地域ボランティアの方との関わり（野菜の栽培活動、地区探検、昔遊び、花植え活動、読み聞かせ等）

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ・インターネットや情報を適切に活用する力が身に付く授業を実施する。
- ・インターネット利用に係る実態を年1回以上把握する。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 日常的な指導の心構え

いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きににくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。

(2) アンケート調査の実施

- ・いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査を実施する。（年3回 6月、9月、11月）

(3) 教育相談の実施

定期的な教育相談機関を設けて、全校児童を対象とした教育相談を実施する。

- ・生活アンケートの結果をもとに、教育相談を行う。（年2回）
- ・「子どもを語る会」で、児童の様子について話し合い、全職員で共通理解を図る。（年3回）
- ・日常での気付き、問題行動について全職員の共通理解を図る。（情報交換会、毎週金曜日）

(4) 連絡帳や学年（学級便り）の活用

学年便りや連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

5 いじめに対する早期対応（次ページのフロー図参照）

- (1) 教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、管理職に報告する。

- (2) いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに保護者の協力も得て、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

- (3) 校長は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じいじめと認知した場合は、いじめ認知報告書（様式1）及び必要に応じていじめ状況報告書（様式2）を教育委員会に提出する。※緊急度の高い場合は速やかに教育委員会に一報を入れ指示を受ける。

- (4) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議する。いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。

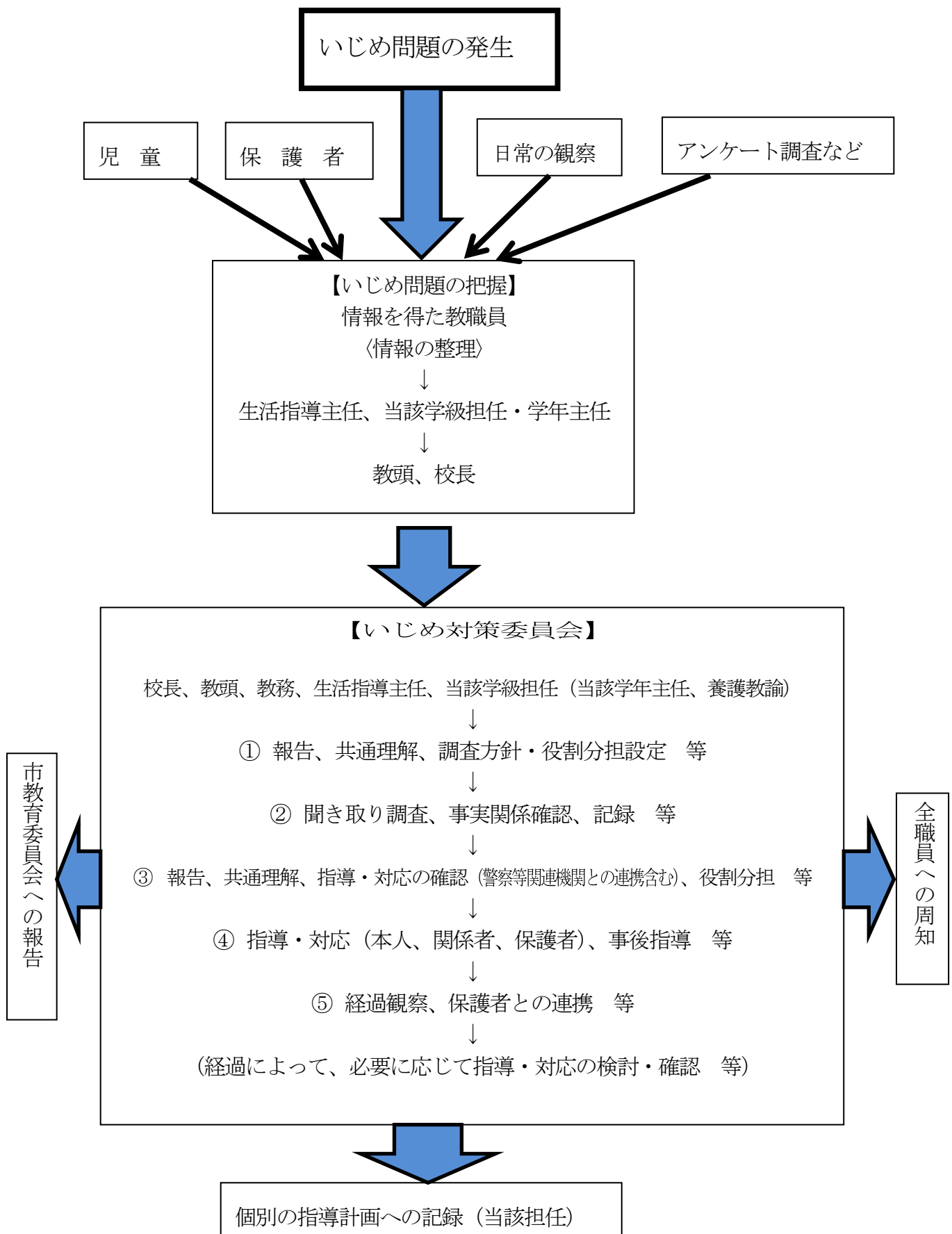
なお、いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の間、継続していること
- ② いじめを受けた児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し認められていること

- (5) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめに対する早期対応フローチャート



6 重大事態への対応（次ページのフロー図参照）

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※「相当の期間」は年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらず重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ対策委員会を中核に、教育委員会と連携として、以下の事項に留意し初期調査を実施する。
 - (ア) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - (イ) 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - (ウ) 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - (エ) 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - (オ) 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - (カ) いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・いじめを行った児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - (キ) いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）
 - ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
 - (ク) いじめを受けた児童・保護者及びいじめを行った児童・保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。※他の児童のプライバシーの保護など関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ③ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

いじめに関する重大事態への対応フローチャート

いじめ問題（重大事態）の発生

市教育委員会へ発生の報告

↓
市教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

① 学校に重大事態の調査組織を設置

- ・いじめ対策委員会が、調査組織の母体となる。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接、人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性、中立性を確保するように努める。（市教育委員会、市いじめ問題対策連絡協議会、心理カウンセラー、市教育センター専門職員 等）

② 事実関係を明確にするための調査を実施

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

③ いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供

- ・関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ・調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

④ 調査結果を市教育委員会に報告

- ・当該児童や保護者の希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

7 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

(1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解の研修、外部の指導者を招いての研修、生活指導に関する校外での研修の推進）

(2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

4月のPTA総会等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを学習（説明）の機会を設け、いじめの防止に関する保護者の意識向上を図る。

8 いじめ防止の年間計画

いじめ対策委員会が中核となつて行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【表 1】 荒浜小学校 いじめ防止等のための年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止に関する取組			
		未然防止		早期発見	その他
		居場所づくり (教職員主導)	絆づくり (児童主体)		
4	入学式 前期始業式 学習参観① PTA総会 通学班会議① 避難訓練①	生活指導情報交換会 学年懇談会 通学班会議①		生活指導情報交換会（毎週金曜日） 学年懇談会	学校いじめ防止基本方針の確認(職員会議)
5	ファミリー班交流遠足 運動会 プール清掃 避難訓練②	運動会	ファミリー班交流遠足	いじめ防止学習	松浜中学校区あいさつ運動① すこやか学習週間①
6	体力テスト (えんま市) 個別面談 自転車教室、交通安全教室	体力テスト(ファミリー班ごとに測定) 生活アンケート →教育相談		生活アンケート →教育相談 個別面談	幼保小連携(授業参観) いじめ見逃しゼロ強調月間 浜っ子を育てる会①
7	通学班会議② 学習指導改善調査 学習参観② 6年修学旅行	通学班会議②	6年修学旅行		
8		学校評価		学校評価全体会	
9	避難訓練③ ファミリータイム 親善陸上大会	生活アンケート	ファミリータイム ファミリー地域清掃活動	生活アンケート	すこやか学習週間②
10	5年宿泊体験活動 浜っ子ランニング 前後期切替式 移行学級① 音楽発表会	5年宿泊体験活動 浜っ子ランニング 音楽発表会	浜っ子ランニング応援		いじめ見逃しゼロ強調月間 松浜中学校区あいさつ運動② 「浜っ子ふわふわ言葉キャンペーン」

11		生活アンケート →教育相談	ファミリータイム	生活アンケート →教育相談	絆集会
12	荒小祭り 総合学力調査 個別懇談(希望者) 通学班会議③ (6年生体験入学)	通学班会議③	荒小祭り準備 荒小祭り	学校評価アンケート② 個別面談(希望者)	人権強調旬間(「心ホット10Days」)
1	書き初め大会 移行学級②	学校評価 給食感謝の会		学校評価全体会	すこやか学習週間③
2	通学班会議④	通学班会議④	浜っ子総会 6年生を送る会準備 ファミリータイム		浜っ子を育てる会② 見守りボランティア感謝の会
3	学習参観③ 6年生を送る会 卒業式 後期終業式	6年生を送る会 卒業式	6年生を送る会	学年懇談会	
日常の取組		分かる授業づくり 道徳教育の充実 社会性の育成 全校集会での講話 生活指導情報交換会(毎週金曜日)	委員会による自治的な取組(月1回程度、浜っ子集会を各委員会が年間1回程度企画・進行) タイムリーな「心ほっとメッセージ」の交換	毎日の児童の観察 記録の蓄積(記録は、PC「児童カルテ」へ)	地域・PTAの安全見守り活動

9 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

- ・ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- ・適時、中学校区学校評議員会(浜っ子を育てる会)学年懇談会等での話し合いを行う。

＊追記資料として、

いじめ防止対策推進法

第九条（保護者の責務等）

1. 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
2. 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
3. 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
4. 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

新潟県いじめ等の対策に関する条例 （一部抜粋）

（学校及び学校の教職員の責務）

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

（保護者の責務）

- 第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。
 - 3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

（児童等の役割）

- 第9条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

「資料」

学校の相談窓口 ○学校電話番号 23-6611 (担当：教頭) 新潟県のいじめ相談 ・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。 ・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。 ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。 ○新潟県いじめ相談電話 025-526-9378 0258-35-3930 025-231-8359 ○ 24 時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310 (なやみ言おう) ◆全国どこからでも 24 時間近くの相談員につながります。 (PHS、IP 電話からはつながりません。)	県立教育センターのいじめ相談 ・長期的な面接相談にも応じます。 ☆電話相談 9：10～16：00 (土・日・休日を除く) ○ いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン 025-263-4737 ☆来所相談・電話相談 9：00～17：00 (土・日・休日を除く) ○ 県立教育センター教育相談 025-263-9029 警察のいじめ相談 ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。 ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。 ・サポートセンター 8：30～17：15 (土・日・休日を除く) ・警察署 9：00～17：45 (土・日・休日を除く) ○長岡少年サポートセンター0258-36-4970 ○柏崎警察署0257-21-0110
法務局のいじめ相談 ・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。 ・人権擁護委員、法務局職員が、お話をお聞きします。 ・相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査などを行います。 ☆電話・面接・文書相談 月曜日から金曜 8：30～17：15 みんなの人権 110 番 全国共通 人権相談ダイヤル 0570-003-110 ○ 柏 崎 支 局 0257-23-5226 ○ 子どもの人権 110 番 0120-007-110 ○ 女性の人権ホットライン 0570-070-810	児童（生徒）相談所の相談 ・18 歳未満の子どもや家庭や学校での問題、不登校、非行、発達遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。 ☆子ども・女性電話相談 9：00～22：00 (年中無休) ○ 子ども・女性電話相談 025-382-4152 ☆電話・面接(予約制)相談 8：30～17：15 (平日) ○ 長 岡 児 童 (生 徒) 相 談 所 0258-35-8500 いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号)